○国土交通省告示第五百三十五号

社会医療法人社団木下会から千葉西総合病院へリポートの設置許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年五月七日

国土交通大臣　前田　武志

一　設置の目的　救急医療活動の迅速な対応を確保するため（非公共用）

二　申請者の氏名及び住所　社会医療法人社団木下会　千葉県松戸市金ケ作百七番地の一

三　空港等の名称及び位置並びに標点の位置　千葉西総合病院へリポート　千葉県松戸市　北緯三十五度四十八分十三秒　東経百三十九度五十六分四十一秒（標高六十五・九メートル）

四　空港等予定地並びにその所有者の氏名及び住所

イ　空港等予定地　千葉県松戸市金ケ作百七番地の一

ロ　空港等予定地の所有者の氏名及び住所　社会医療法人社団木下会　千葉県松戸市金ケ作百七番地の一

五　空港等の種類及び滑走路の強度

イ　空港等の種類　陸上ヘリポート

ロ　滑走路の強度　全備重量の十一トンに耐える強度

六　空港等の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分（総面積九百四十九平方メートル）

七　着陸帯　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ十七・五メートル　幅十七・五メートル）

八　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

九　進入表面　第二図のうち、着陸帯の二辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

十　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ）を含む平面及び着陸帯の一辺（イニ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ一分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の一辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ）又は着陸帯の一辺（イニ）により囲まれる部分並びに進入表面の斜辺（ロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の一辺（ロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の一辺を含むものとの交線（リヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（ロリ及びハヲ）又は着陸帯の一辺（ロハ）により囲まれる部分

十一　水平表面　第二図のうち、空港等の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径二百メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

十二　空港等の施設の概要

イ　滑走路

(1)　長さ　十七・五メートル

(2)　幅　十七・五メートル

(3)　方位　北八十三度三分三十一秒東（真方位）

(4)　舗装の種類　アルミデッキ　全面防滑塗装

ロ　その他

(1)　航空機の脱落防止施設　一式

(2)　燃料の流出防止施設　一式

(3)　飛行場標識施設　一式

十三　設置予定の航空保安施設の概要　航空灯火　一式

十四　供用開始の予定期日　平成二十五年四月三十日

第一図　千葉西総合病院へリポート

